

# 戦後における世界貿易システムの展開（中）

## —貨幣金融経済研究（その3）—

吉田 賢一

Development of the World Trade System after the W.W. II (continued)  
 —An Inquiry into the Monetary and Financial Economies (III)—

YOSHIDA Ken'ichi

### 目 次

#### 第1節 戦後世界の再建と貿易の自由化過程

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| 1 マーシャル・プランと OECD ..... | 以上前号 |
| 2 GATTとWTO .....        | 以上本号 |

#### 第2節 超国家的経済統合の推進 .....

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 1 EUとEFTA ..... | 以下次号 |
| 2 NAFTA .....   |      |

## 2 GATT(関税と貿易に関する一般協定)とWTO(世界貿易機関)

第二次世界大戦を連合国の大勝利にみちびいたアメリカ合衆国が、戦後世界経済の再建・再構築にあたって目的としたのは次の3つであった。

- 1) 為替相場の安定と為替制限の撤廃
- 2) 戦後の復興と開発のための資金の供与
- 3) 各国間における自由な通商制度の確立

アメリカは、それぞれの機能をなう3つの国際機関（超国家機関）を設けることを目指した。1)と2)はIMF(International Monetary Fund, 国際通貨基金)およびIBRD(International Bank for Reconstruction and Development, 国際復興開発銀行, 通称「世界銀行」)へと結実したが、3)については、輸入数量制限の撤廃ないし緩和のためにITO (International Trade Organization, 国際貿易機関)を設けることが企図された。とりわけ IMFとITOは、為替お

より貿易上の諸利益を自由・無差別・多角的に享受するとともに、世界の政治経済的ヘゲモニーを不動のものにしようとするアメリカにとっては、必要不可欠の組織であった。

ITO構想<sup>14)</sup>とは大戦終結直後の1945（昭和20）年11月、「世界貿易と雇用を拡大するための提案」（Proposal for Expansion of World Trade and Employment）としてアメリカ政府から発表されたものである。『ITO憲章』（Charter for ITO, 『ハバナ憲章』ともいう）は、ロンドン（1946年10月15日－11月26日）、ジュネーブ（スイス、1947年4月10日－10月30日）、ハバナ（キューバ、1947年11月21日－48年3月24日）の都合3回にわたる会議による草案討議をへて、1948（昭和23）年3月に調印された。しかしながら、最終議定書には53カ国ものの署名が得られたにもかかわらず、批准したのはわずか2カ国、提唱国のアメリカにあってさえ批准が得られないという惨憺たる結果となった。議会が憲章による拘束を嫌悪し、賛成票が抑えられたためである。結局ITOは流産となり、憲章も死文となつた。

しかしアメリカには、ITO構想と並行して、もうひとつの意図があった。アメリカ政府は主要15カ国に「関税引下げ交渉会議」への招請状を発し、1947（昭和22）年4月、『ITO憲章』を検討するための貿易雇用会議準備委員会が開催されている期間中、同じジュネーブにおいて、別枠の関税交渉会議を開催した。この会議は「暫定的適用に関する議定書」というものを採択し、参加23カ国のあいだに123の関税相互引下げ交渉を成立させて、10月30日に終了した。この関税交渉会議の結果を「ジュネーブ関税譲許表」としてとりまとめ、その効果を確保するために必要な諸規定と、関税引下げが国内生産者に与える損害を防止するための諸規定とを『ITO憲章』ジュネーブ草案から抜粋してひとつの協定にまとめ、調印されたものがいわゆるGATT、『関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade）』である。

GATTは、当初の締約国のうち対外貿易総額の85パーセントを占める国々が協定を受諾したとき、はじめてその確定的効力を發揮しうることになっていた。しかしその後、協定を正式受諾した締約国が皆無であったために、GATTは前述の「暫定的適用に関する議定書」にもとづき1948年1月に発足、見切り発車的にスタートを切った。将来において『ITO憲章』が正式に発効した場合には重複規定としてのGATTの効力は停止し、その部分に対応する『ITO憲章』の規定が復権・実施される仕組みとなっていたが、『ITO憲章』は先に述べたように流産に終わった結果、暫定的取決めとして実施されたはずのGATTが逆に本筋のものとなり、多国間条約として機能を継続することになったのである。ITOの対象は新規関税のみであり、既存の関税を軽減することは盛り込まれてはいなかった。それを目的として構想されたのが実はGATTであるが、アメリカは結果的にみれば、GATTをITOの機能をも合わせつかさどるものへと修正・拡充することに成功したといってよい。

GATTができたのは、経済のブロック化、すなわち第二次大戦の起きた原因のひとつとして、列強国が植民地などを支配下におきつつ排他的な経済体制を敷き、互いに関税引上げなどの強硬策を押しすすめたことを反省してである。GATTは、関税その他の貿易障壁を大幅

に軽減し差別貿易を廃止して、自由・無差別の国際貿易を促進することを目的としており（協定前文）、関税引下げと最惠国待遇を規定する第1部（第1～2条）、自由・無差別貿易の原則およびその例外を規定する第2部（第3～23条）、加盟・脱退などの手続きを定める第3部（第24～35条）、発展途上国の貿易をとりあつかう第4部（第36～38条、「開発と貿易に関する新章」と称され、1966年に追加、71年から実施）から構成されている。GATTとは結局、最惠国待遇などの貿易ルールの原則を定めた基本的な協定ということができる。

GATTの第1の目的は、締約国相互間の交渉によって関税を引き下げ、それを無条件・無差別に適用することである。第1回から第5回までの一般関税引下げ交渉（関税譲許交渉という）の経緯をまとめると以下のふたつの表のようになる。第5回交渉は「ディロン・ラウンド」と通称されるが、集中的に交渉する協議が「ラウンド」<sup>15)</sup>と呼ばれるようになったのは、この第5回交渉からである。

第3表 GATT交渉の経緯

回数	期間	場所	関税譲許成立品目数
第1回	1947年	ジュネーブ	45,000
第2回	1949年	アヌシー	5,000
第3回	1950年～51年	トーキー	8,700
第4回	1956年	ジュネーブ	3,000
第5回	1961年～62年	ジュネーブ	4,400

第4表 GATT, WTOでの自由化交渉の推移

	市場参入分野		貿易ルール	
第6回 1963～67年（5年間） ケネディー・ラウンド		鉱工業品 関税	反ダンピングなど	
第7回 1973～79年（7年間） 東京ラウンド		鉱工業品 関税	反ダンピング 政府調達、補助金 など	
第8回 1986～94年（9年間） ウルグアイ・ラウンド	サービス 農業	鉱工業品 関税	反ダンピング 政府調達、補助金 など	WTO協定、農業協定、繊維 協定、原産地規則、知的財産 権、紛争解決手続きなど
第9回 2002～ 次期ラウンド	サービス 農業	鉱工業品 関税 林・水産物	反ダンピング 貿易円滑化措置	知的財産権、電子商取引、 投資ルール、競争政策

資料：1999（平成11）年10月2日（土曜日）付『朝日新聞』4面ほかによる。

注：1) GATTは1994年に改定され、GATT 1994となった。

2) 次期ラウンドの舞台は第8回までのようにGATTではなく、1995（平成7）年1月設立のWTOである。

1962年（正式には63=昭和38年5月16日）から開始された第6回交渉は、「ケネディー・ラウンド」<sup>16)</sup>と呼ばれる。これは67（昭和42）年5月15日に妥結し、6月30日に「ジュネーブ議定書」として調印された（68年5月21日発効）。ケネディー・ラウンドは、「国別・品目別引下げ交渉」方式が「一括引下げ交渉（Package Deal）」方式へと転換されたこと、関税障壁のみならず非関税障壁にもおよぶものであったことなど、従来とは質的にも量的にも異なる画期的な交渉であったといわれる。そのことは、参加国数41カ国（EECを6カ国とすれば46カ国）、関税譲許成立品目数は延べ3万0,300、貿易額にして400億ドル以上の品目について平均35%の関税引下げに合意した点など、多くの実績にあらわれている。しかしその反面で、先進国相互間の利害調整に手間だった結果、発展途上国が主要な関心をいだく品目に対して、関税譲許は等閑に付されるなどの手落ちが指摘されている。アラブ連合（現エジプト）ほか7カ国からの同意は結局のところ得られず、議定書への署名は拒否された。

第7回交渉は「東京ラウンド」または「新国際ラウンド」と称される。1973（昭和48）年9月12日GATT東京閣僚会議が開催され、14日、新ラウンドの開始を唱った「東京宣言」を採択して閉幕したからである。実際の交渉は2年後の75年から開始され、79（昭和54）年4月12日に妥結、7月27日の議定書調印をもって終了した。関税の一括引下げ、非関税障壁の軽減についてはケネディー・ラウンドの場合と同じであるものの、交渉の重点は非関税措置に移り、農産物貿易の自由化、GATT第19条の再検討などをも含む多角的な交渉であった。成立コードは11にわたり、従来の規定の不明確・不十分な点が補われるとともに、ガット原則の強化がなされた。

このラウンドのもうひとつの特徴点としては、アメリカがその国際競争力の低下を背景として、それまでの「自由貿易（free trade）」に代えて「公正貿易（fair trade）」なるものを主張し出したことであろう。このふたつは似ているようにみえて、意味合いを180度異にしている。前者は自国の圧倒的経済力を当然の前提とした戦略であって、自国製品の輸出を助長し有利化するためのものだったのである。後者は自国の経済力にかけりがみえはじめ他国製品の侵入を受けるようになった結果としての、輸入防衛上の巧妙な口実だからである。極端に整理すれば、前者は、他国はアメリカ製品の「輸入を拒否してはならない」というもの、貿易赤字国責任論であり、後者は、他国はアメリカへの製品「輸出を自肅しなければならない」というもの、貿易黒字国責任論である。いずれにしても、アメリカは一切悪くない、アメリカに責任はない、ということになる。政治上の巧みな戦術ではあるが、何とも呆れる身勝手な論理、と言わざるを得ない。

第8回交渉は、その開始が中南米ウルグアイ（ブンタ・デル・エステ）の閣僚会議（1986=昭和61年9月）で決定され、「ウルグアイ・ラウンド宣言」を採択したことから、自動的に「ウルグアイ・ラウンド」と通称されるようになった。しかしこのウルグアイ・ラウンドは決着までに、これまでの交渉中でもっとも長い足かけ9年という歳月を要した。それは交渉の内容そのものが、サービス貿易・知的財産権・農業保護・投資・紛争解決手続きなど、各

国がそれぞれにかかる政治的経済的理由から、容易には妥協を許さない重要な問題をかかえていたからであり、いかに多くの難題を取りあつかったかという、ひとつの実証ともいえる性格のものであった。

まず第1の特徴として、農業分野の交渉が本格的におこなわれたことである。これは、モノに関する貿易のうちで地域差がおおく国内政治がからむことなどから、長年にわたって例外あつかいされてきた分野である。日本もコメの市場開放をせまられ、最低義務輸入量、いわゆるミニマムアクセスを受け入れた。また農産物貿易では、アメリカとフランスをはじめとするヨーロッパ各国とのするどい対立があったが、農業補助金削減の方向で調整をみた。第2の特徴は、運輸・通信・金融などサービスの貿易や、特許権・商標権など知的財産権がはじめて交渉対象となったことである。背景にはいうまでもなく、世界市場を席巻する映画や音楽ソフトを牛耳り、コンピューターソフトでも他を圧倒している霸権国アメリカの存在がある。

しかし何といってもウルグアイ・ラウンドの最大の特徴点は、それがGATT解散=WTO（世界貿易機関）設立協定となっていたことである<sup>17)</sup>。1994（平成6）年4月、モロッコのマラケシュに100を超える国と地域の代表が集まり、閣僚会議が開催された。前年の12月15日、貿易交渉委員会（ジュネーブのGATT本部で開催）における最終合意案の採択によって、実質的な交渉はすべて終了していたが、マラケシュの会議では、約2万頁にもおよぶ『世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』が正式採択された。20世紀最大の関税・貿易交渉であるウルグアイ・ラウンドは、この協定をもってようやく妥結にこぎ着けたのである。

GATTの第2の目的は、貿易数量の制限を撤廃し（第11条）、それを無差別に適用すること（第13条）である。しかし例外規定がきわめて多い。たとえば第12条の「国際収支擁護のための制限」、第12条第2項の「過剰農産物処理のための制限」、第18条の「発展途上国の特定産業確立のための制限」などがあげられる。

以上の規定は一応それなりの理由があるといえるが、第19条のいわゆるセーフガード規定は異色である。それは、輸入制限の撤廃や関税引下げの結果として外国品の輸入が増大したり、あるいは国内産業に打撃が与えられたりする恐れのある場合には、逆に輸入制限を認めようとするもので、自由貿易の原則を無視した規定であり、当然ガットの理念に抵触・矛盾するものである。しかもこの第19条は1970年以降、国際競争力を強化した日本などに対し拡大適用する方向で再検討がおこなわれた。「秩序ある輸出」論の正当性を無条件に認めようという訳ではないが、国際貿易が保護主義化傾向を強めて来ている事実には、充分に注意を払うべきことであると思われる。

なお、発展途上国の貿易をとりあつかう第4部（第36～38条）がいわゆるGATT新章（「開発と貿易に関する新章」）として1966（昭和41）年に追加され、71年から実施をみていること、これについては前述した。発展途上諸国は61（昭和36）年、「発展途上国の輸出拡大に関する宣言」を国連総会に採択させ、翌62年には国連貿易開発会議（United Nations Conference

on Trade and Development)<sup>18)</sup> の招集を決議させるにいたる。UNCTADとはその略称である。1964年3月(23日-6月16日),発展途上国121カ国は第1回UNCTADを開催,途上国75カ国グループを中心に欧米の貿易・援助政策を批判するとともに,一般特恵制度の導入を希求した。これが,新章としてGATTに追加されたものである。

GATT新章は,発展途上国の経済開発の促進と生活水準の引上げ,そして途上国の輸出所得増大のため,先進国は途上国の貿易障壁軽減の「相互主義を期待しない」ことを謳っている。GATTは前文において、「相互的かつ互恵的な取組みを締結する」として相互主義の原則を規定しているのであるから,この新章は前文の原則に矛盾・抵触する。新章の追加は,相互主義原則という先行規定を事実上破棄したことになるのであって,GATT理念の破綻を意味するものと解ざざるを得ない。

また,新章(第38条b)には,発展途上国の貿易と開発については国際連合・国連機関・国連代理機関と協力すること,その中には,UNCTADの勧告により創設される諸機関を含むとの規定が設けられている。締約国はすべて平等とする立場のGATTに対して,UNCTADの方は,先進国と発展途上国との経済力格差を当然の前提的事実として認める立場にたっている。両者の共存はきわめて困難であり,反目は必然的でさえある。スタート・ラインそのものが,量的な意味での程度差なのではなくて,そもそも異質なのだからである。

各国議会の批准により1995(平成7)年1月,国際貿易機関・WTOが誕生した。GATTは約半世紀の生涯に幕を閉じ,WTOへと発展的解消をとげることとなった。GATTは暫定的な国際協定にもとづくただけで,正式な国際機関ではなかったが,WTOは,貿易紛争が発生した場合に解決がはかれるなど,機能が大幅に強化され,「貿易に関する国際裁判所に近い存在」<sup>19)</sup>となった。「留意すべきは,ウルグアイ・ラウンドが東西関係の弱体化と消滅の過程で進み,残された北側=先進国優位の南北関係だけのなかで,大国主導で決着し誕生したのがWTOであることである」<sup>20)</sup>が,発足からほぼ7年,現在の最大の関心事は,世界領土の20分の1,人口13億をほこる中国(中華人民共和国)の加盟問題である。『朝日新聞』は一昨年(1999=平成11年)10月の時点において,「世界9位の輸出大国を貿易ルールの枠外に置いておくことはできない」とし,つぎのように述べていた。

「中国のWTO加盟は最近の国際的な通商会議の席では必ず話題にのぼる。市場開放政策で貿易量が大きくなった中国を世界の貿易ルールの枠外に置いておくのは危険だからだ。／中国は世界貿易の中で見ると輸出が九位,輸入が十一位の大國だ。日本から見ると輸入は米国に次いで二位,輸出は米国,台湾,香港について四位で,日本にとっても大きな貿易相手国だ。／WTO加盟国は,互いにルールに縛られ,原則として輸入禁止などの措置をとることはできない。しかし,非加盟国はルールの外にいるから,何らかの理由で,急に日本からの輸入を禁止しても,対抗措置をとれない。／中国には日本から多くの企業が進出している。中国のWTO加盟で,貿易や投資がより安定した環境で行えるようになると,期待されている。／加盟に向けて米中交渉などが行われているが,次期ラウンドが始まると,加盟交渉は棚上げされるので,残された時間はあまりない」<sup>21)</sup>。

すでにウルグアイ・ラウンドは、次期ラウンドの交渉分野がサービスと農業であること、農作物の輸入関税を「例外無き関税化」によって認めないこと、を決定していた。しかし日本は、コメに関する高めのミニマムアクセスを受け入れる代わりに、1995（平成7）年1月から向こう6年間の関税化猶予を選択した。ただし、関税化を拒否している間はミニマムアクセスの下限を毎年引き上げねばならない、との取決めがある。このため日本は99年4月から関税化へと移行、代わりにミニマムアクセスを抑えることへと方針を反転させた。国内自主流通米の卸売価格がキロ当たり280円の現実に対して、当時の農林水産省は、コメの輸入関税は従量税でキロ当たり350円程度と考えており、比較的安価なタイ米（1キロ約60円、97年時点）でも関税を上乗せすれば410円、さらに品質差まで考慮すれば輸入しても引き合わない、とかなり強気の態度を示した。

中国は今年（2001＝平成13年）になって、長ネギをはじめ、きわめて低い価格の野菜をもって輸出攻勢をかけてきており、日本政府は暫定セーフガードとして緊急輸入制限措置を発動、ネギ・生シイタケ・畳表3品目に関税を課した。中国も自動車・携帯電話・エアコン3品目への対抗関税化で応じた。こうしたこととは、中国がWTOに未加盟だからこそ可能な措置であり、加盟後は当然のこととして、反ダンピング（不当廉売）など別の理由と方法によらざるを得なくなる<sup>22)</sup>。

7月20日、第27回目のサミット・先進国首脳会議がイタリアのジェノバで開幕した。ロシアをのぞく7カ国（G7、日・米・英・独・仏・伊・加）の首脳は、途上国に最大限の配慮をしつつ、自由貿易促進の観点からWTO閣僚会議における新ラウンドの開始実現に強い決意を表明、中国につづき、「ロシアの加盟交渉ができる限り進展させる」方針をはじめて打ちだし、強い期待感を示した。以下はG7首脳声明（経済関係）のうち、新貿易ラウンドに関する部分の要旨である。

「世界規模の持続的な経済成長は、自由貿易に対する新たな関与を必要とする。世界的な市場開放と多角的貿易体制を基礎としてのWTOの強化は、経済的に不可欠のものである。11月のカタールでのWTO閣僚会議において包括的貿易交渉のための野心的な新ラウンドを開始するため、G7首脳は個人として、かつ共同で取り組むことを約束する。

新ラウンドが、市場アクセスの改善とより健全で透明な貿易ルールを通じて発展途上国の優先事項に対処することを確実なものとするため、途上国とともに積極的に取り組む。途上国は、現行のウルグアイ・ラウンド合意の実施にかかわる正当な関心を有する。この問題で着実な進展が見られることを歓迎し、さらなる進展の方法を検討する用意がある。途上国との世界貿易体制への統合にはその能力開発が不可欠であり、この分野におけるG7の支援を、国際機関との協力を含め強化する。

新ラウンドはすべての人々の利益のために、多角的なルールを明瞭化・強化・拡充しつつ、均衡のとれた議題設定を基本とすべきである。そのためには、紛争処理体制を改善することがカギとなる。WTOは透明性を高め、市民社会の期待に応えるべきであり、新ラウンドは持続可能な発展を支えることを確保すべきである。

重要なことは、WTOの加盟国を拡大することである。中国との加盟交渉がほぼ完了し、ロシアの加盟に向けて進展がみられることを歓迎する。WTOを真に普遍的な機関とするため、他の申請国の早期加盟に向けた条件を満たすための努力を強く支持する」<sup>23)</sup>。

2ヶ月後の9月13日、ジュネーブで多国間協議のWTO作業部会が開催され、15日未明(日本時間15日午前)中国の加盟について最終的に合意<sup>24)</sup>、合意文書は、作業部会報告書、加盟条件を規定した付属書、品目ごとの関税率や適用期間などを網羅した譲許表とともに、17日の公式会合で一括して採択された。これらは閣僚会議に諮られることとなるが、加盟手続きは、閣僚会議での既存142加盟国による承認をへて、申請国による国内批准手づきの30日後をもって完了する。今年のWTO閣僚会議は11月9日から中東カタール(QATAR)の首都ドーハ(Doha)で開催されることが確定しているから<sup>25)</sup>、新規加盟は年内には実現し、中国は143番目の、台湾(中華民国)は144番目のWTO加盟国となる。

とくに中国は、加盟後の実施項目として、貿易に関する統一的な行政や国内・外の企業や個人の無差別的取扱い、1998年で平均16.6パーセントだった関税を段階的に引き下げ10年後には8.9パーセントとすること、流通・金融・保険・電気通信の分野についても段階的に開放することなどを約束している。ここ約四半世紀、共産党による一党独裁体制を保持しつつ、社会主義市場経済の名のもとに故鄧小平の敷いた改革・開放路線を堅持し、海外の資金と技術の積極的導入をはかり、上海から広東省にかけてはハイテクを含めた「世界の工場」を出現させるまでになっている。2000(平成12)年末の統計によれば、名目GDPは1兆0,798億ドルで世界第6位、輸出額は2,493億ドルで7位の経済大国である。今後はASEAN・東南アジア諸国連合との自由貿易協定(Free Trade Agreement, FTA)も検討してもおり、多国間と地域・2国間の両輪で戦略的な貿易体制づくりを進めつつアジアの「盟主」をめざす方針という。新たなアツレキ(軋轢)を生む可能性のきわめて高いことが危惧されている。

ウルグアイ・ラウンドにつぐ多角的貿易交渉、つまり新ラウンド<sup>26)</sup>の開始が実現できるか否かが閣僚会議の最大の焦点であり、実現すれば、世界の自由貿易体制が大幅に強化されることは間違いない。しかし他方で、WTO加盟が中国の内部的崩壊の引き金となり、世界経済は混乱に突入するとの大胆な予測もある<sup>27)</sup>。WTOの今後の行方は、カタール閣僚会議のフタを開けてみないことには誰にもわからない。今後の展開が、おおいに注目されるところである。

## 註

- 14) 以下の説明は主として、「ガット(関税と貿易に関する一般協定)」大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』初版(岩波書店、1965年)、同第2版(1979年)、同第3版(1992年)所収による。執筆は初版および第2版は片山謙二氏、第3版は奥村茂次氏である。
- 15) 呼び名の由来は、円卓(round table)を囲んで話し合ったからとも、また、ボクシングにちなんで交渉名をあらわすものとして使われたからともいわれるが、定かではない。

- 16) これはもちろん、合衆国第35代大統領ジョン・F・ケネディー（John Fitzgerald Kennedy, 1917-63, 1961-63在任、民主党）にちなんでの命名であるが、ケネディーは1963（昭和38）年11月22日に暗殺されたため、大統領は副大統領で上院議長のジョンソン（Lyndon B.Jonson, 1908-73, 1963-69在任）へと引き継がれた。
- 17) GATTは国際「協定」であって国際「機関」ではないため、常設の国際的貿易機関の必要性はITOの流産以来痛感されてきたことであった。1955（昭和30）年3月のGATT第9回総会において「貿易協力機構（Organization for Trade Co-operation, OTC）」が提唱され、協定の調印もおこなわれたが、発効しなかった。
- 18) ソ連はふたつの経済体制が平和共存するための一環として、両体制間貿易における政治的差別政策の廃止と、軍備縮小によって軍事費を発展途上国向け援助へと転換することを実現目標に、国連の下部組織として国際貿易機構を設置することを1956（昭和31）年以来くり返し主張してきていた。ガットなど既存の国際機関に不満をいだく発展途上国は、国連下の国際貿易機構というこうしたソ連の構想をとり入れ、1962年の経済社会理事会において、国連貿易開発会議の開催を決議させるにいたった。つづいて第17回国連総会でこれを確認、常に反対ないし消極的態度を示してきた先進資本主義諸国も折れて開催の運びとなった。会議に先立って、事務局長のプレビッシュ（Raúl Prebisch）が報告書‘*Towards a New Trade Policy for Development*’（邦訳「新しい貿易政策を求めて」外務省訳、国際日本協会、1964年）を発表し、この「プレビッシュ報告」が会議の基調となった。会議は1) 一次產品の貿易障壁の除去と商品協定の問題、2) 発展途上国の工業製品に対する特恵の問題、3) 補償融資ないし援助の問題、4) 国際貿易機構の問題、5) 貿易憲章が中心課題となつたが、1), 2) および5) に関しては先進国と途上国の主張が対立し妥協が成立せず、結局、途上国案が先進国の反対を押し切って採択される形となった。3) については、先進国が交易条件の悪化にともなう途上国の損失に見合うだけ融資するとのプレビッシュ構想があつたが、先進国の反対で抑えられ、国民所得の1パーセントを先進国の援助の努力目標とするなど、援助の条件において双方の妥協が成立した。4) については、会議の3年ごとの開催、貿易開発理事会の設置が決定され、また、55の理事国の配分を、先進国18、アジア・アフリカ諸国22、ラテンアメリカ諸国9、社会主義国6とした。なお日本は、アジア・アフリカ諸国から外され、先進国グループに属することとなった（以上は主として、木下悦二「国連貿易開発会議」前掲『経済学辞典』初版所収による）。日本は1964（昭和39）年4月1日にIMF14条国から同8条国へと移行し、28日にはOECDに正式加盟している。
- 19) 畑川剛毅・西山公隆「一からわかるWTO新ラウンド」1999（平成11）年10月2日（土曜日）付『朝日新聞』4面。
- 20) 海保幸世「国際経済政策と国民生活」大沼盛男・小田清・小坂直人・加藤光一共編『揺れ動く現代世界の経済政策』（日本経済評論社、1995年）に第2章として収録、51頁。
- 21) 前掲、畠川・西山「一からわかるWTO新ラウンド」。／は原文の改行部分を示す。1999年11月30日からシアトルでWTO閣僚会議が開催されたが、途上国との折合いがつかず決裂に終わった。
- 22) 今年にはいり中国のWTO加盟が確実となったが、日本企業は歓迎一色ではなく、電機業界のように市場拡大や貿易ルールの透明化を期待する分野がある一方で、中国に反ダンピング措置を発動された鉄鋼や化学メーカーからは、加盟後は高率関税で国内メーカーを保護できなくなるため、今度は制度上認められた反ダンピング措置を乱用する可能性も高いと、透明化を疑問視する声もあがっている。
- 23) 毎日新聞ホームページ「<http://www12.mainichi.co.jp/news/>」による。
- 24) 台湾も加盟を控えているが、「1つの中国」を掲げる中国は最後まで難色を示した。台湾の加盟合意は当初、中国より1日遅れの9月14日となっていた。これは中国が「1分でも早く台湾より加盟承認されれば問題はない」との見解を示したため、WTO事務局が提案したものであるが、実際には18日の作業部会で合意された。11月9日開催の閣僚会議の予定では、中国は10日、台湾は翌11日に正式加盟が決定されるとのことである。中国は1986（昭和61）年7月にGATTへの加盟を申請したが、89（平成元）年6月の天安門事件に対する人権批判や、アメリカの強い譲歩要求をのまなかつたため、95年1月のWTO発足時点では加盟できなかった。1999（平成11）年7月に日本との2国間交渉が妥結し、それを弾みに11月には

アメリカとも妥結、2000(平成12)年5月にはEU・欧州連合とも協議を終えていた。まさに15年越しの悲願が達成される形である。

また、中国の加盟対応では周辺の東南アジア諸国に脅威視する動きがあるため、合意文書には12年間の経過措置として、中国の輸出品だけを対象としたセーフガードの創設や反ダンピング措置の発動条件の緩和などが盛り込まれるとともに、10年間、市場開放の度合いや自由貿易ルールの遵守状況を点検する「中国監視機構」を設置する予定となっている。

- 25) アメリカの同時多発テロ(9月11日)以後、中東地域での開催に安全上の懸念をいだく加盟国が増加し、シンガポールなどが代替地として浮上していたが、WTOのムーア事務局長は10月22日、閣僚会議を当初の予定どおり11月9日からドーハで開催することを表明した。カタールは「テロリストが活動している可能性」が指摘され、アメリカ政府はWTOの代表団を当初の150人から50人に縮小、さらに「代表団に対し、ガスマスクや医療品、海上の艦船に避難する場合の無線機などを支給することにした」という(2001年11月3日、土曜日付『朝日新聞』3面)。日本の首席代表は平沼赳夫・経済産業相である。
- 26) 1999年11月30日からのシアトル閣僚会議の開催を前にして、開催地からなら「シアトル・ラウンド」、大統領の名前からなら「クリントン・ラウンド」、2000年から始まるから「ミレニアム・ラウンド」などと、次期ラウンドの通称も注目点のひとつだったが、新名称は未だに確定をみていない。
- 27) ゴードン・チャン『やがて中国の崩壊がはじまる』(栗原百代訳、草思社、2001年)。

<2001年11月9日(金曜日) 撰筆、未完>

(よしだ けんいち・本学一般教育部社会科学系科目担当助教授・貨幣金融理論専攻)